

# 補助事業公募審査会実施要領

## 1 審査の内容

新居浜市補助事業の公募等に関する要綱に基づき、応募のあった補助事業について、補助対象事業の適否を判断するための点数評価を行います。

評価基準は、公益性（公金支出の裏付け）・妥当性（事業実施の必要性）・効果効率性（事業効果の有無）の3つの観点による10項目とし、1項目5点で採点します。各評価基準の配点は公益性：40点、妥当性、効果効率性は各30点に換算し、審査委員1人につき100点満点とします。なお、これらとは別に、新規事業については、最大3点の加算を行えるものとします。

## 2 審査の実施方法

- (1) 審査会の日時は、**令和5年10月23日（月）14：30～16：05**（予定）で、場所は **消防防災合同庁舎 5階 災害対策室** です。
- (2) 審査は、別紙タイムスケジュールにより行います。ただし、審査内容・状況により順番や審査時間が前後する場合があることをご了承ください。
- (3) 事業申請者と市の事業担当課へのヒアリング審査による点数評価を行います。
- (4) 審査会では、原則として市の事業担当課単位で時間設定を行い、応募のあった補助事業一件ごとに審査（点数評価）を行います。
- (5) 審査時間は1事業当たり約10分間を予定しています。（質疑時間も含む）
- (6) 一団体当たりの説明者は3名以内とし、原則として団体構成員に限ります。
- (7) 団体出席者は、審査開始の10分前までに会場へお越しください。欠席の場合は審査を棄権したものとみなします。
- (8) 別紙タイムスケジュールで都合が悪い場合、または審査を棄権する場合には、事前に事務局までご連絡ください。